



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 条例

- *1 和歌山県公益認定等審議会条例 (総務学事課)
- *2 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例 (行政経営改革室)
- *3 知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)
- *4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *5 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *6 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *7 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *8 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *9 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *10 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *11 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)
- *12 旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)
- *13 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)
- *14 和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")
- *15 和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例 (")
- *16 和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例 (健康づくり推進課)
- *17 和歌山県露店営業条例を廃止する条例 (商工振興課)
- *18 和歌山県営工業用水道事業条例の一部を改正する条例 (公営企業課)
- *19 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (道路保全課)
- *20 和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例 (生活排水課)
- *21 和歌山県景観条例 (都市政策課)
- *22 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例 (管理整備課)
- *23 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会)
- *24 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *25 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例 (")
- *26 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)
- *27 和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *28 和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例 (")
- *29 和歌山県警察署協議会条例の一部を改正する条例 (")
- *30 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)

公布された条例のあらまし

◇和歌山県公益認定等審議会条例

1 条例概要

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、和歌山県公益認定等審議会の組織及び運営に關し必要な事項を定めることとしました。

委員の任命 法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから知事が任命

委員の数 3人以上7人以内

委員の任期 2 年

その他 審議会には専門委員及び部会を置くことができる。

2 施行期日

公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

◇和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事の事務部局及び教育委員会の事務局の職員の定数を改めることとしました。(第 2 条関係)

知事の事務部局 4,054 人 → 3,954 人

教育委員会の事務局 224 人 → 218 人

2 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行します。

◇知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給料の額を減じる期間を延長することとしました。(第 1 条関係)

2 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行します。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員の給料月額を減じる期間を延長することとしました。(附則第 1 4 項関係)

2 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行します。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額を改定することとしました。(別表関係)

2 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行します。

◇一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

任期付研究員の給料月額を減じる期間を延長することとしました。(附則第 2 項関係)

2 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行します。

◇一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

任期付職員の給料月額を減じる期間を延長することとするとともに、給料月額の改定を行うこととするほか、規定の整備を行いました。(附則及び別表関係)

2 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行します。ただし、規定の整備に係る改正規定は、公布の日から施行します。

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

退職手当の調整額の算定方法を改めることとするともに、規定の整備を行いました。(第 3 条及び第 7 条の 4 関係)

2 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行します。ただし、規定の整備に係る改正規定は、公布の日から施行します。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

特殊勤務手当について、坑内での掘削作業の監督又は地質の調査への従事を特別環境作業従事手当の支給の対象とすることとともに、規定の整備を行いました。(第 3 条、第 6 条及び第 17 条関係)

2 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行します。

◇公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

再任用短時間勤務職員を公益法人等に派遣することができるようにすることとしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとともに、規定の整備を行いました。(第 2 条の表関係)

2 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行します。

◇旅館業法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む施設の衛生措置の基準を緩和することとしました。(第 3 条関係)

2 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県心身障害者扶養共済制度の掛金、弔慰金及び脱退一時金の額の改定を行うこととともに、規定の整備を行いました。(第 7 条、第 13 条、第 13 条の 2、別表及び附則関係)

2 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県子ども・障害者相談センターの身体障害者更生施設を廃止することとしました。(第 1 条及び第 3 条関係)

2 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例

1 条例概要

和歌山県立中紀福祉センター由良あかつき園及び和歌山県立中紀福祉センター由良みのり園を障害者支援施設とすることとしました。

2 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例

1 条例概要

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金を設置することとしました。

2 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県露店営業条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県露店営業条例を廃止することとしました。

2 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県営工業用水道事業条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県営工業用水道の排水施設及び給水装置の工事に要する費用の県の負担について定めました。(第 3 条、第 7 条及び第 7 条の 2 関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

道路占用料の額の改定を行うこととしました。(別表関係)

2 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例

1 条例概要

紀の川市及び岩出町における下水道の整備を図ることを目的として、紀の川中流流域下水道を設置するとともに、その管理を指定管理者に行わせることとしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

◇和歌山県景観条例

1 条例概要

県土の良好な景観の形成に関し、景観計画の策定、行為の規制等を定めるとともに、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造等を図ることとしました。

その他の内容

公共事業景観形成指針の策定

和歌山県景観資源の登録

和歌山県景観審議会の設置

2 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日から施行します。ただし、行為の規制等に係る規定は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

◇和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例

1 条例概要

プレジャーボートの係留保管に関し、重点調整区域の指定、届出責務等を定めるとともに、県、プレジャーボート所有者及び事業者の責務を明らかにし、公共水域等の利用の適正化、良好な生活環境の保全、海洋性レクリエーション活動の健全な発展を図ることとしました。

2 施行期日

平成20年4月1日から施行します。ただし、重点調整区域の指定及びプレジャーボート所有者の届出等に係る規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

◇教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

教育職員の給料月額を減じる期間を延長することとしました。(附則第13項関係)

2 施行期日

平成20年4月1日から施行します。

◇市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村立学校職員の給料月額を減じる期間を延長することとともに、規定の整備を行いました。(第12条の2及び附則第12項関係)

2 施行期日

平成20年4月1日から施行します。ただし、規定の整備に係る改正規定は、公布の日から施行します。

◇和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県立学校等の職員の定数を改めるとともに、育児休業をしている県立の学校以外の教育機関の職員の数を定数に含めないこととしました。(第2条、第4条及び第5条関係)

県立中学校 39人 → 53人

高等学校 2,399人 → 2,358人

特別支援学校 994人 → 1,000人

小学校 4,366人 → 4,311人

中学校 2,509人 → 2,484人

2 施行期日

平成20年4月1日から施行します。

◇警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察官の給料月額を減じる期間を延長することとしました。(附則第11項関係)

2 施行期日

平成20年4月1日から施行します。

◇和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察本部警務部の事務分掌を改めました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察官以外の職員の定員を改めることとしました。(第2条関係)

警察官以外の職員 333人 → 326人

2 施行期日

平成20年4月1日から施行します。

◇和歌山県警察署協議会条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県妙寺警察署の名称変更に伴い、警察署協議会の名称を変更しました。(第2条関係)

妙寺警察署協議会 → かつらぎ警察署協議会

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 一般医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験の実施等に係る手数料の額を定めました。
- (2) 介護支援専門員等に対する研修の実施に係る手数料の額を定めました。
- (3) 特定公共賃貸住宅の使用料の額を改定しました。

2 施行期日

平成20年4月1日から施行します。

条 例

和歌山県公益認定等審議会条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 1 号

和歌山県公益認定等審議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条第2項の規定に基づき、和歌山県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 3 人以上 7 人以内で組織する。

2 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(職権の行使)

第 3 条 委員は、独立してその職権を行う。

(委員の身分保障)

第 4 条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して

罷免されることがない。

(委員の服務)

第 5 条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第 6 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第 7 条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第 5 条第 1 項の規定は、専門委員について準用する。

(部会)

第 8 条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第 9 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前各項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第2号

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県職員定数条例（平成9年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「4,054人」を「3,954人」に改め、同項第5号中「224人」を「218人」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第3号

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給料の特例に関する条例（平成13年和歌山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第4号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第5号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の欄中「140,100」を「144,500」に改め、同表備考2中「152,800円」を「158,700円」に改める。

別表第2の1級の欄中「140,200」を「145,200」に改め、同表2級の欄中「187,500」を「194,800」に改め、同表備考2中「155,400円」を「163,500円」に改める。

別表第3のイの表備考3中「156,000円」を「163,200円」に改める。

別表第3のウの表1級の欄中「153,300」を「159,000」に改める。

別表第4のアの表1級の欄中「148,800」を「154,900」に改め、同表備考2中「166,300円」を「174,700円」に改める。

別表第4のイの表1級の欄中「148,800」を「154,900」に改め、同表2級の欄中「168,600」を「177,200」に改め、同表備考2中「166,300円」を「174,700円」に改める。

別表第5の1級の欄中「158,100」を「164,700」に改める。

別表第6のアの表1級の欄中「148,800」を「154,900」に改め、同表2級の欄中「168,600」を「177,200」に改め、同表備考2中「166,300円」を「174,700円」に改める。

別表第6のイの表1級の欄中「148,800」を「154,900」に改め、同表備考2中「166,300円」を「174,700円」に改める。

別表第6のウの表1級の欄中「156,000」を「163,200」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第6号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第7号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)の一部を次の

ように改正する。

附則第2項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附則第3項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

別表第1の1級の欄中「140,100」を「144,500」に改め、同表備考2中「152,800円」を「158,700円」に改める。

別表第2の1級の欄中「140,200」を「145,200」に改め、同表2級の欄中「187,500」を「194,800」に改め、同表備考2中「155,400円」を「163,500円」に改める。

別表第3のウの表1級の欄中「153,300」を「159,000」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定（「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第8号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第5条の3第3項」を「第5条の4第3項」に改める。

第7条の4第1項中「第28条第2項第2号の規定による休職」を「第28条第2項の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の退職手当に関する条例第7条の4第1項の規定は、退職した者の基礎在職期間（職員の退職手当に関する条例第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月のうち平成20年4月から基礎在職期間の末日の属する月までの各月について適用し、基礎在職期間の初日の属する月から同年3月までの各月については、なお従前の例による。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第9号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年和歌山県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「税外収入等徴収手当」を「税外収入徴収手当」に改める。

第6条の見出しを「(税外収入徴収手当)」に改め、同条第1項中「税外収入等徴収手当」を「税外収入徴収手当」に改め、「又は海草振興局建設部に勤務する職員」及び「又は区画整理事業による清算金(以下「税外収入等」という。)」を削り、「税外収入等の」を「税外収入の」に改める。

第17条第1項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員がたて坑(深さが10メートル以上のものに限る。)の坑内で掘削作業の監督又は地質の調査に従事したとき。

第17条第2項第1号中「第8号」を「第9号」に改め、同項第2号中「前項第9号」を「前項第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第10号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「又は第28条の6第1項」を「若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」に改め、同項第2号中「非常勤職員」の次に「(地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用される職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第11号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成11年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表9の項(1)中「カワウ」を削り、「コサギ」の次に「アオサギ」を加え、「及びハシブトガラス」を「ハシブトガラス及びカワウ」に改め、同表25の項を次のように改める。

25 削除	
-------	--

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 12 号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和45年和歌山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 3 号の規定にかかわらず、農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第46号）第 2 条第 5 項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設であつて客室の延床面積が33平方メートル未満のもの便所は、客用と自家用とに区分しないことができる。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 13 号

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年和歌山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項及び第 3 項中「2 万円」を「20,000円」に改める。

第13条第 2 項第 1 号中「2 万円」を「50,000円」に改め、同項第 2 号中「5 万円」を「125,000円」に改め、同項第 3 号中「10万円」を「250,000円」に改め、同条第 3 項第 1 号中「2 万円」を「50,000円」に改め、同項第 2 号中「5 万円」を「125,000円」に改め、同項第 3 号中「10万円」を「250,000円」に改める。

第13条の 2 第 2 項第 1 号中「3 万円」を「75,000円」に改め、同項第 2 号中「5 万円」を「125,000円」に改め、同項第 3 号中「10万円」を「250,000円」に改め、同条第 3 項第 1 号中「3 万円」を「75,000円」に改め、同項第 2 号中「5 万円」を「125,000円」に改め、同項第 3 号中「10万円」を「250,000円」に改める。

別表35歳未満の者の項中「3,500円」を「9,300円」に改め、同表35歳以上40歳未満の者の項中「4,5

00円」を「11,400円」に改め、同表40歳以上45歳未満の者の項中「6,000円」を「14,300円」に改め、同表45歳以上50歳未満の者の項中「7,400円」を「17,300円」に改め、同表50歳以上55歳未満の者の項中「8,900円」を「18,800円」に改め、同表55歳以上60歳未満の者の項中「10,800円」を「20,700円」に改め、同表60歳以上65歳未満の者の項中「13,300円」を「23,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例（以下「条例」という。）第6条第1項本文又は第2項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、和歌山県心身障害者扶養共済制度に加入している者及び他の地方公共団体の心身障害者扶養共済制度に加入している者であって施行日以後に条例第4条第2項の規定によりこの制度に加入したもの（条例第16条第1項第2号ただし書に該当するため身体に著しい障害を有することとなったが加入者としての地位を失わない者（以下「地位継承者」という。）を除く。以下「改正前加入者」という。）が納入すべき掛金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 昭和54年10月1日以後に加入した者であって加入者となったときの年齢が45歳以上であったもの及び昭和61年4月1日以後に加入した者であって加入者となったときの年齢が45歳未満であったもの並びに口数追加加入者 次の表の左欄に掲げる加入時又は口数追加加入者となった時における年齢区分に応じ、同表の右欄に定める掛金月額

加入時又は口数追加加入者となった時における年齢区分	掛 金 月 額
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上50歳未満の者	10,600円
50歳以上55歳未満の者	11,600円
55歳以上60歳未満の者	12,800円
60歳以上65歳未満の者	14,500円

- (2) 前号に掲げる者以外の者 次の表の左欄に掲げる昭和61年4月1日現在における年齢区分に応じ、同表の右欄に定める掛金月額

昭和61年4月1日現在における年齢区分	掛 金 月 額
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上の者	10,600円

- 3 前項第2号に掲げる者に係る条例第6条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「20年」とあるのは「25年」とする。
- 4 改正後の第13条第2項の規定にかかわらず、改正前加入者に支給する弔慰金の額は、次の各号に掲げる加入期間に応じ当該各号に掲げる額とする。
- (1) 加入期間が1年以上5年未満のとき 30,000円
 - (2) 加入期間が5年以上20年未満のとき 75,000円
 - (3) 加入期間が20年以上のとき 150,000円
- 5 改正後の第13条第3項の規定にかかわらず、改正前加入者であって条例第6条第2項に規定する口数追加の承認を受けたもの（以下「改正前口数追加加入者」という。）については、前項の額に次の各号に掲げる口数追加期間に応じ当該各号に掲げる額を加算する。ただし、口数追加期間が1年に満たないときは、この限りでない。
- (1) 口数追加期間が1年以上5年未満のとき 30,000円
 - (2) 口数追加期間が5年以上20年未満のとき 75,000円
 - (3) 口数追加期間が20年以上のとき 150,000円
- 6 改正後の第13条の2第2項の規定にかかわらず、改正前加入者に支給する脱退一時金の額は、次の各号に掲げる加入期間に応じ当該各号に掲げる額とする。
- (1) 加入期間が5年以上10年未満のとき 45,000円
 - (2) 加入期間が10年以上20年未満のとき 75,000円
 - (3) 加入期間が20年以上のとき 150,000円
- 7 改正後の第13条の2第3項の規定にかかわらず、改正前口数追加加入者については、前項の額に次の各号に掲げる口数追加期間に応じ当該各号に掲げる額を加算する。ただし、口数追加期間が5年に満たないときは、この限りでない。
- (1) 口数追加期間が5年以上10年未満のとき 45,000円

(2) 口数追加期間が10年以上20年未満のとき 75,000円

(3) 口数追加期間が20年以上のとき 150,000円

8 施行日前の心身障害者の死亡に係る弔慰金並びに加入の承認を受けた者(地位継承者を含む。)の脱退及び口数追加の承認を受けた者の口数の減少の申出に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

(和歌山県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(昭和61年和歌山県条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第4項を附則第2項とする。

10 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成7年和歌山県条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項を削り、附則第3項中「改正前の条例」を「この条例による改正前の和歌山県心身障害者扶養共済制度条例(以下「改正前の条例」という。)」に、「改正後の条例第4条第2項」を「この条例による改正後の和歌山県心身障害者扶養共済制度条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第2項」に改め、同項を附則第2項とし、同項に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則第4項を附則第3項とし、附則第5項を附則第4項とする。

附則別表第1及び附則別表第2を削る。

和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第14号

和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例(平成7年和歌山県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第3条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例をここに公布する。

平成20年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第15号

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例

(設置)

第 1 条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第83条第2項の規定により、障害者支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県立中紀福祉センター由良あかつき園	日高郡由良町吹井
和歌山県立中紀福祉センター由良みのり園	日高郡由良町吹井

（業務）

第 3 条 支援施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスに関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、支援施設を利用する者の支援に必要な業務

（施設の管理）

第 4 条 支援施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 支援施設の利用許可に関する業務
- (2) 支援施設の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 3 条に規定する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

（指定管理者の指定の期間）

第 6 条 指定管理者が指定を受けて支援施設の管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

（指定管理者の指定の申請）

第 7 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第 8 条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、支援施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の削減を図るものであること。

(3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(業務報告の聴取等)

第9条 知事は、支援施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(利用の許可)

第10条 支援施設を利用しようとする者（市町村からの委託に係る者を除く。以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者（利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 支援施設の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、支援施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、支援施設の管理上特に必要があると認められるとき。

(利用料金等)

第12条 利用者は、指定管理者に支援施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。

2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。

3 利用料金の額は、法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定障害福祉サービス（同条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下この項において同じ。）に要した費用（法第29条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）に、当該特定費用の額として知事が定める額を加算した額とする。

4 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 支援施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納めなければならない。この場合、使用料の額は、利用料金の額と同額とする。

6 使用料の減額及び免除については、第 4 項の規定を準用する。この場合において、同項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者は、支援施設が保有する個人情報（以下この項において「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

2 第 5 条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、支援施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

(和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例の一部改正)

2 和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例（昭和45年和歌山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 2 条（見出しを含む。）中「種別、名称」を「名称」に改め、同条の表を次のように改める。

名 称	位 置
和歌山県立南紀福祉センター南紀あけぼの園	西牟婁郡上富田町岩田
和歌山県立古座あさかぜ園	東牟婁郡串本町上田原

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 3 号中「知的障害者更生施設」を「援護施設」に改め、同条第 2 項を削る。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例第 8 条の規定により指定されている和歌山県立中紀福祉センター由良あかつき園及び和歌山県立中紀福祉センター由良みのり園の指定管理者は、第 8 条の規定により指定された指定管理者とみなす。

和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 16 号

和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例

(設置)

第1条 後期高齢者医療の財政の安定化に資するため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第116条第1項の規定に基づき、和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(拠出率)

第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、10,000分の9とする。

(積立て)

第3条 基金には、特定期間(法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。次項において同じ。)において、法第116条第3項の規定により和歌山県後期高齢者医療広域連合から徴収した財政安定化基金拠出金の総額の3倍に相当する額を積み立てるものとする。

2 特定期間の各年度において基金に積み立てる額は、当該各年度の予算で定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、法第116条第1項各号に掲げる事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県露店営業条例を廃止する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第17号

和歌山県露店営業条例を廃止する条例

和歌山県露店営業条例(昭和26年和歌山県条例第42号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県営工業用水道事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 18 号

和歌山県営工業用水道事業条例の一部を改正する条例

和歌山県営工業用水道事業条例（昭和34年和歌山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条に次の 1 号を加える。

(4) 配水施設 配水池、配水管及びこれらに附属する設備をいう。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項本文及び前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、県は、第 1 項の給水装置工事に要する費用及び前項の修繕その他必要な処置に要した費用の全部又は一部を負担することができる。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(配水施設の工事等)

第 7 条の 2 配水施設工事（配水施設の新設、増設、改造、修繕及び撤去の工事をいう。次項において同じ。）は県が施行し、これに要する費用は、県の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、配水施設工事に要する費用の全部又は一部を工業用水の給水を受ける者等に負担させることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 19 号

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県道路占用料徴収条例（昭和28年和歌山県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

	占 用 料	
占 用 物 件		所 在 地

		単 位	市町村の区域	
			市の区域	町村の区域
法第32条第 1項第1号 に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1 年	630	530
	第2種電柱		970	820
	第3種電柱		1,300	1,100
	第1種電話柱		560	480
	第2種電話柱		900	760
	第3種電話柱		1,200	1,000
	その他の柱類		56	48
	共架電線その他上空に設 ける線類	長さ1メー トルにつき1年	6	5
	地下に設ける電線その他 の線類		3	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	550	470
	地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	340	290
	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	1個につき1 年	1,100	950
郵便差出箱及び信書便差 出箱	470		400	

	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,000	1,000
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100	950
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	24	20
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34	29
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51	43
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		67	57
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100	86
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130	110
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240	200
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340	290
	外径が1メートル以上のもの		670	570
法第32条第1項第3号及び第4号に掲		占用面積 1 平	1,100	950

掲げる施設			方メートルに		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	つき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			1,000	510
	地下に設ける通路			600	310
	その他のもの			1,100	950
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	20
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	200	100	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200	100
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	1,000
	標識		1本につき1年	900	760

	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1 本につき 1 日	20	10
		その他のもの	1 本につき 1 月	200	100
	幕 (令第 7 条第 2 号に 掲げる工事 用施設であ るものを除 く。)	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積 1 平 方メートルに つき 1 日	20	10
		その他のもの	その面積 1 平 方メートルに つき 1 月	200	100
	アーチ	車道を横断 するもの	1 基につき 1 月	2,000	1,000
		その他のもの		1,000	510
令第 7 条第 2 号に掲げる工事中施設及 び同条第 3 号に掲げる工事中材料			占有面積 1 平 方メートルに つき 1 月	200	100
令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及 び同条第 5 号に掲げる施設				110	95
令第 7 条第 6 号に掲げ る施設並び に同条第 7 号に掲げる	建築物		占有面積 1 平 方メートルに つき 1 年	A に 0.014 を乗じて得 た額	A に 0.018 を乗じて得 た額
	その他のもの			A に 0.01 を	A に 0.013

施設及び自動車駐車場		乗じて得た額	を乗じて得た額
令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第10号及び第11号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額	

別表備考第6項中「第7条第9号及び第10号」を「第7条第10号及び第11号」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第20号

和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例

和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

紀の川中流流域下水道	紀の川市 岩出市
------------	----------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴い和歌山県流域下水道条例第3条に規定する指定管理者に新たに管理を行わせることができる紀の川中流域下水道に係る同条例第7条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

和歌山県景観条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 21 号

和歌山県景観条例

目次

前文

第1章 総則 (第1条―第4条)

第2章 良好な景観の形成に関する施策 (第5条―第11条)

第3章 景観計画の区域内の届出対象行為等 (第12条―第17条)

第4章 和歌山県景観審議会 (第18条―第24条)

第5章 雑則 (第25条)

附則

和歌山県の景観は、緑なす紀伊山地の山々、変化に富んだ海岸地形、河川の流域ごとの文化圏のまとまりなどによりその骨格が形成されている。和歌山県では山岳信仰を育んできた雄大な山地、朝陽や夕陽に映える海岸部、そして河川の流域ごとの地域文化を反映した集落や市街地などその美しい景観が保たれている。

これらの和歌山県らしい良好な景観は、人々の生活や生業の中で生まれ、支えられ、継承されてきたものである。私たちはこれらの取組に敬意を表しながら、身近なところに当たり前のようにある和歌山県らしい景観の価値に気づき、その成り立ちを丹念に読み解き、共有していく過程を通じて保全し、創造し、次代に引き継いでいかなければならない。

このような認識の下に、県、市町村、県民、事業者及び来訪者が協働し、和歌山県らしい良好な景観の形成を図っていくことを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県土の良好な景観の形成に関し、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等について必要な事項を定めるとともに、県、県民及び事業者の責務を明らかにするほか、良好な景観の形成を促進するための施策を総合的かつ広域的に講ずることにより、美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与

することを目的とする。

（県の責務）

第 2 条 県は、法第 2 条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 県は、地域の特性に応じた良好な景観の形成に配慮して、公共用又は公用の施設の設置に関する事業（以下「公共事業」という。）を実施するものとする。

3 県は、良好な景観の形成に関する市町村の施策並びに県民及び事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

（県民の責務）

第 3 条 県民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めなければならない。

2 事業者は、地域社会の一員として、県及び市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 良好な景観の形成に関する施策

（景観計画の策定等）

第 5 条 県は、良好な景観の形成を図るため、法第 7 条第 1 項に規定する景観行政団体（以下「景観行政団体」という。）である市町村の区域を除く県の全域について、法第 8 条第 1 項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 県は、景観計画の区域のうち、良好な景観の形成を推進する上で特に重要であると認める地域を特定景観形成地域として定め、地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るものとする。

（景観計画の策定手続）

第 6 条 知事は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続）

第 7 条 知事は、法第 14 条第 1 項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該計画提案に係る景観計画の素案について関係市町村及び和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。

（市町村との連携及び広域的な調整）

第 8 条 県は、市町村が良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施するに当たり、市町村との連携を図るものとする。

2 県は、市町村の求めに応じ、市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策の広域的な調整を行うものとする。

(公共事業景観形成指針)

第9条 知事は、公共事業に係る良好な景観の形成のための指針（以下「公共事業景観形成指針」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、公共事業景観形成指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。
- 3 県は、公共事業の実施に当たっては、公共事業景観形成指針を遵守するものとする。
- 4 知事は、国の機関、他の地方公共団体及び規則で定める公共的団体（以下「公共的団体」という。）に対し、これらの者が実施する公共事業について、公共事業景観形成指針に配慮するよう要請することができる。

(和歌山県景観資源の登録等)

第10条 知事は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建造物、樹木その他の物件及び優れた景観を眺望できる地点を和歌山県景観資源として登録することができる。

- 2 知事は、前項の規定により和歌山県景観資源を登録しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。
- 3 県は、県民及び関係市町村と連携し、和歌山県景観資源を活用した地域の活性化が促進されるよう、広報その他の必要な施策を実施するものとする。

(啓発及び支援)

第11条 県は、県民及び事業者の景観に関する意識を高め、及び自主的な活動を支援していくため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 景観計画の区域内の届出対象行為等

(届出対象に追加する行為)

第12条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為のうち規則で定める行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 木竹の植栽又は伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明

(届出対象から除外するその他の行為)

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項の届出を要する行為のうち規則で定める規模以下のもの
- (2) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの
- (3) 公共的団体が行う行為

(4) 前各号に準ずるものとして規則で定める行為

(特定届出対象行為)

第14条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為とする。

(勧告及び公表)

第15条 知事は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。

2 知事は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与え、及び和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。

(変更命令)

第16条 知事は、法第17条第1項の規定により必要な措置をとることを命じようとするとき又は同条第5項の規定により原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。

(行為の着手の制限期間の短縮)

第17条 知事は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、同条第3項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、当該届出をした者に法第18条第2項の規定により期間を短縮する旨の通知をしなければならない。

第4章 和歌山県景観審議会

(設置等)

第18条 良好な景観の形成に関する重要事項について調査審議するため、和歌山県景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例及び和歌山県屋外広告物条例（昭和59年和歌山県条例第10号）に定めるもののほか、良好な景観の形成に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

3 審議会は、良好な景観の形成に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第19条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、良好な景観の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第22条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、良好な景観の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、会議に出席して意見を述べるができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、県土整備部において処理する。

(補則)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 和歌山県屋外広告物条例（昭和59年和歌山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第27条の見出しを「（和歌山県景観審議会への諮問）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

知事は、次に掲げる事項については、和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。

第27条第3項を削り、同条第2項を同条とする。

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第22号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、プレジャーボートの係留保管の秩序を確立することにより、公共水域等の利用の適正化及び良好な生活環境の保全を図るとともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資するこ

とを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) プレジャーボート ヨット、モーターボートその他の船舶のうち、次に掲げるものを除いたものをいう。

ア 国又は地方公共団体の所有する船舶

イ 漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船

ウ 専ら海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶

エ 専ら港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶

オ 専ら内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航海運業の用に供する船舶

カ しゅんせつ船その他の作業船

キ その他知事が指定したもの

(2) プレジャーボート所有者 プレジャーボートの所有権、占有権又は使用权を有する者をいう。

(3) 係留保管 プレジャーボートを、常時係留し、又は船台等に常時置くことをいう。

(4) 係留保管施設 プレジャーボートを係留保管するために整備した次に掲げる施設をいう。

ア 国又は地方公共団体が設置した施設

イ 国又は地方公共団体以外の者が、法令に定める手続を経て設置した施設

(5) 公共水域等 次に掲げる区域をいう。

ア 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域

イ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項に規定する港湾区域、同条第4項に規定する臨港地区、同条第6項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域及び同法第37条第1項に規定する港湾隣接地域

ウ 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第2項に規定する一般公共海岸区域及び同法第3条第1項に規定する海岸保全区域

エ 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域

オ その他公共の用に供する区域

(6) 放置 正当な権原に基づき係留保管を行う場所以外の場所に係留保管されている状態をいう。

(7) プレジャーボート等 プレジャーボート又はプレジャーボート及び当該プレジャーボートの係留の用に供する工作物その他の物件をいう。

(8) プレジャーボート等所有者 プレジャーボート等の所有権、占有権又は使用权を有する者をいう。

(県の責務)

第 3 条 県は、プレジャーボートの係留保管の適正化を図るため、係留保管施設の確保等プレジャーボ-

トに関する総合的な施策（以下「適正化施策」という。）の推進に努めなければならない。

（プレジャーボート所有者の責務）

第 4 条 プレジャーボート所有者は、公共水域等に関する関係法令等を遵守するとともに、他の船舶の航行に配慮してプレジャーボートの適正な利用に努めなければならない。

2 プレジャーボート所有者は、係留保管施設にプレジャーボートを係留保管するよう努めなければならない。

3 プレジャーボート所有者は、プレジャーボートを廃船（老朽若しくは破損のため船舶としての機能を喪失し、又はプレジャーボート所有者が不用としたことにより船舶としての利用をやめることをいう。以下同じ。）としたときは、これを適正かつ速やかに処理しなければならない。

（事業者の責務）

第 5 条 プレジャーボートの製造、輸入、販売又は保管を業とする者は、プレジャーボート所有者に対し、係留保管施設への係留保管その他プレジャーボートの適正な利用について啓発に努めるとともに、適正化施策に協力するものとする。

（関係機関等との連携）

第 6 条 県は、適正化施策の実施に当たっては、国、市町村その他関係機関と連携を図るものとする。

（広報啓発）

第 7 条 県は、プレジャーボート所有者に対し、その責務の自覚を促すため、プレジャーボートに係る法令等及び利用上の基本的な秩序について広報その他の啓発活動を行うものとする。

（重点調整区域の指定等）

第 8 条 知事は、公共水域等（第 2 条第 5 号エに掲げる区域を除く。）のうち適正化施策を推進する上で著しく支障があり、かつ、プレジャーボートの係留保管について特に調整を図る必要がある区域を、重点調整区域として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により重点調整区域を指定したときは、その旨及びその区域を公示しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、重点調整区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

4 知事は、重点調整区域のうち係留保管施設が確保されたと認めた区域については、当該重点調整区域の指定を解除し、漁港漁場整備法第 39 条第 5 項に規定する漁港管理者が指定した区域、港湾法第 37 条の 3 第 1 項に規定する港湾管理者が指定した区域又は海岸法第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 37 条の 6 第 1 項に規定する海岸管理者が指定した区域とすることとするものとする。

5 第 2 項の規定は、前 2 項の規定により重点調整区域を変更し、又は指定を解除する場合について準用する。

（重点調整区域内のプレジャーボート所有者の届出）

第 9 条 プレジャーボート所有者は、重点調整区域内にプレジャーボートを係留保管しているときは、規則で定めるところにより、氏名又は名称及び住所その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

（届出済証）

第10条 知事は、前条の規定による届出を受理したときは、規則で定める届出済証を交付するものとする。

2 届出済証の交付を受けた者（以下「届出者」という。）は、届出済証を他人に貸与し、又は譲り渡してはならない。

（変更事項の届出）

第11条 届出者は、第9条の規定により届け出た事項のうち規則で定めるものについて変更があったときは、知事に届け出なければならない。

（届出済証の返納）

第12条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、届出済証を知事に返納しなければならない。

- (1) プレジャーボートを廃船としたとき。
- (2) プレジャーボートを係留保管している重点調整区域の指定が解除されたとき。
- (3) その他プレジャーボートを重点調整区域内に係留保管しなくなったとき。

（届出済証の掲示）

第13条 届出者は、届出済証をプレジャーボートの船外から見やすい場所に掲示しなければならない。

（重点調整区域内の放置に対する指導等）

第14条 知事は、重点調整区域内において、届出済証の掲示がないプレジャーボートが放置されているとき、又は届出済証の掲示がないプレジャーボートが放置され、かつ、当該プレジャーボートの係留の用に供する工作物その他の物件が設置されているときは、プレジャーボート等所有者に対し、プレジャーボート等の移動又は撤去を行うよう指導し、若しくは勧告し、又は命じることができる。

（公表）

第15条 知事は、前条の規定により必要な措置をとることを命じられた者が正当な理由がなくその措置を履行しないときは、その者の氏名又は名称及び住所、当該命令に従わなかった事実その他規則で定める事項を公表することができる。

（所有者が不明の場合の措置）

第16条 第14条の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべきプレジャーボート等所有者を確認することができないときは、知事は、当該措置を自ら行い、又は第三者をしてこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、知事又は第三者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公示しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定によりプレジャーボート等の撤去を行い、又は行かせたときは、当該プレジャーボート等を保管しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定によりプレジャーボート等を保管したときは、当該プレジャーボート等所有者に対し当該プレジャーボート等を返還するため、規則で定めるところにより、規則で定める事項を公示しなければならない。
- 4 知事は、第2項の規定により保管したプレジャーボート等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して3月を経過してもなお当該プレジャーボート等を返

還することができない場合において、規則で定めるところにより評価した当該プレジャーボート等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、規則で定めるところにより、当該プレジャーボート等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- 5 知事は、前項の規定によるプレジャーボート等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該プレジャーボート等を廃棄することができる。
- 6 第 4 項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 7 第 1 項から第 4 項までに規定するプレジャーボート等の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該プレジャーボート等の返還を受けるべきプレジャーボート等所有者の負担とする。
- 8 第 3 項の規定による公示の日から起算して 6 月を経過してもなお第 2 項の規定により保管したプレジャーボート等 (第 4 項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。) を返還することができないときは、当該プレジャーボート等の所有権は県に帰属する。

(立入調査)

第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員又は第三者に、プレジャーボートに立ち入り、プレジャーボート所有者その他プレジャーボートの適正な係留保管に関する事項を確認するため必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う者は、規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条から第16条までの規定は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 3 号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例 (昭和28年和歌山県条例第52号) の一部を次のように改正する。

附則第13項中「平成20年 3 月31日」を「平成21年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第24号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第12条の2中「第73条の21第1項」を「第140条」に改める。

附則第12項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第12条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第25号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例(昭和31年和歌山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「39人」を「53人」に改め、同条第2号中「2,399人」を「2,358人」に改め、同条第3号中「994人」を「1,000人」に改める。

第4条第1号中「4,366人」を「4,311人」に、「2,509人」を「2,484人」に改める。

第5条第2項中「職員の自己啓発等休業に関する条例」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員の数及び職員の自己啓発等休業に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第26号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 27 号

和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例
和歌山県警察本部の部設置に関する条例（昭和29年和歌山県条例第17号）の一部を次のように改正する。
第 2 条警務部の項第19号中「留置場」を「留置施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 28 号

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例
和歌山県地方警察職員定員条例（昭和32年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項第 2 号中「333人」を「326人」に改める。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県警察署協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 29 号

和歌山県警察署協議会条例の一部を改正する条例
和歌山県警察署協議会条例（平成13年和歌山県条例第27号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表妙寺警察署の項警察署の名称の欄中「妙寺警察署」を「かつらぎ警察署」に改め、同項警察署協議会の名称の欄中「妙寺警察署協議会」を「かつらぎ警察署協議会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 30 号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 6 項第 1 号ア中「82,000円」を「67,000円」に改め、同号イ中「85,000円」を「68,000円」に改め、同号ウ中「88,000円」を「69,000円」に改め、同号エ中「97,000円」を「79,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 3LDK・Dタイプ 1戸につき月額 72,000円

別表第 1 第 6 項第 2 号中「100,000円」を「79,000円」に改め、同項第 3 号中「115,000円」を「97,000円」に改め、同項第 4 号中「96,000円」を「83,000円」に改め、同表第 11 項の 2 を次のように改める。

11の2 和歌山県子ども・障害者相談センター使用料

診療点数表による額に準ずる。ただし、特に必要がある場合においては、知事が別にその額を定めることができる。

別表第 3 第 4 項第 1 号カに次のように加える。

(エ) 法第 36 条の 4 第 1 項の規定に基づく一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験の実施

1 件につき 13,000円

(オ) 法第 36 条の 4 第 2 項の規定に基づく医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録の申請に対する審査

1 件につき 7,100円

(カ) 薬事法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。カにおいて「規則」という。）第 159 条の 11 第 1 項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付

1 件につき 2,000円

(キ) 規則第 159 条の 12 第 1 項の規定に基づく販売従事登録証の再交付

1 件につき 2,900円

別表第 3 第 4 項第 2 号エ(カ) a 中「昭和 36 年厚生省令第 1 号。」を削り、同表第 5 項中第 11 号を第 14 号とし、第 7 号から第 10 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 10 号の前に次の 1 号を加える。

(9) 法第 69 条の 8 第 2 項の規定に基づく介護支援専門員に対する更新研修（実務に従事した経験を有しない者に対するものに限る。）の実施

1 件につき 24,000円

別表第 3 第 5 項中第 6 号を第 8 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(7) 法第 69 条の 7 第 2 項の規定に基づく介護支援専門員に対する再研修の実施

1 件につき 24,000円

別表第 3 第 5 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 法第 69 条の 2 第 1 項の介護支援専門員実務研修の実施

1 件につき 24,000円

別表第 3 第 5 項に次のように加える。

(15) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 90 条第 7 項及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 70 条第 7 項の規定に基づく研修の実施

1 件につき 20,000円

別表第 3 第 8 項第 1 号を次のように改める。

(1) 削除

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。